

○ 執行部意見への対応案

環境生活部

【人権施策基本方針等の改訂について】
【人権施策基本方針等の改訂にかかるスケジュール感について】

【対応案】

執行部意見及び前回委員会での質疑内容を踏まえ、条例の施行期日を次のとおりとすることでどうか。

原則

公布の日

3 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

令和5年4月1日

なお、人権施策基本方針については、条例案素案の附則3として仮置きしている経過措置を設けることにより、新たな条例に基づく人権施策基本方針が策定されるまでの間は、現行の人権施策基本方針を新たな条例に基づく人権施策基本方針とみなすことで柔軟に対応できるようにすることとする。

【相談体制にかかる事務上の課題等について】

(1) 「相談対応」に関する規定について

【対応案】

逐条解説において、「必要な対応」には、相談者からの相談内容を相談者に寄り添って丁寧に傾聴すること、相談者のつらさや痛みに共感すること、相談者との対話により、課題や解決の方向性等を明確にしていくことなどが当然に含まれる」旨を記載することとする。

また、市町、関係機関等との連携に至らずに傾聴等で解決するケースも想定されることから、第 12②(1)において「市町、関係機関等と連携して」を「市町、関係機関等と必要に応じて連携して」に修正することとする。

【相談体制にかかる事務上の課題等について】

(2) 「調査」、「関係者間の調整」について

【対応案】

相談対応における「調査」には、事実関係を明らかにするための様々な取組が想定され、相談者に対する事実経過に関する聴取り、相手方への聴取り、差別落書き等についての現地確認、インターネット上での差別書込みの確認などが含まれると考えられる。ただし、相手方への聴取りは、相談者が望んでおり、かつ、相手方の協力が得られるような場合であることが必要であると考えられる。

相談対応における「関係者間の調整」には、相談者以外の者との様々な調整が想定され、専門機関への取次ぎ、相手方への相談者の意向の伝達、子どもや高齢者等が当事者である場合の保護者への連絡、差別落書き等についての施設管理者への連絡などが含まれると考えられる。ただし、相手方への相談者の意向の伝達は、相談者が望んでおり、かつ、相手方の協力が得られるような場合であることが必要であると考えられる。

一方、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（以下「紛争解決体制」という。）における「調査」は、訓示的なものとはいえ条例上の協力義務を課した上で相手方その他の関係人の協力を得て行うことを前提とするものである。

また、紛争解決体制における「助言、説示又はあつせん」は、条例の規定に基づく措置として相手方に対して行うことを前提とするものである。

【相談体制にかかる事務上の課題等について】

(4) 相談対応の継続が困難な場合の対応について

【対応案】

逐条解説において、「②(1)は、相談対応として関係者間の調整等を行っていく中で、調整等を繰り返しても相手方が相談者の意向を受け入れないことが明らかな場合、相談者が相談内容に関して訴訟を提起した場合、調整に係る関係者が所在不明となった場合など、関係者間の調整等を継続することが困難と判断される場合に更なる必要な対応を求めるものではない」旨を記載することとする。

また、逐条解説において、「相談対応の継続が困難と判断される場合に、相談者に対し、紛争解決体制での申立てを促すことも「必要な対応」に含まれる」旨も記載することとする。ただし、紛争解決体制での申立ては、不当な差別を受けた者の意思に反してすることはできない（第 13③）ことには留意が必要である。

【紛争解決体制に係る実務上の課題について】
(1) 「申立て」の制度の趣旨、考え方について

【対応案】

「相談を経てもその解決が期待できないと認められるとき」は、最低限、申立人が既に県の相談機関に相談していることを要するが、解決が期待できないかどうかの判断は一義的には申立人が行い、申立てが行われることになると考えられる。

ただし、知事において申立て内容を精査し、「相談による対応が十分尽くされていない」と判断する場合は、「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるとき」に該当するとして、差し戻すことができると考えられる。

どのような場合が「相談による対応が十分尽くされていない場合」に該当するかは、申立て内容の個別具体的な事情によるので一概に基準を設けることは困難であるが、例えば、県の相談機関から専門機関を紹介されていたのに、特段の事情なく当該専門機関への相談等をしていないというような事情がある場合には、該当する可能性があると考えられる。

紛争解決体制を条例で規定する趣旨は、これまでの相手方への介入を前提としない相談対応だけでは十分に解決されることが困難であった不当な差別に係る紛争（以下「差別事案」という。）について、相談の次の段階の措置として、条例に基づき、知事が相手方に対して調査の上で、助言、説示又はあっせん、さらに勧告を行うことができる仕組みを設けることにより、当事者間の問題解決を援助するというものである。

【紛争解決体制に係る実務上の課題について】
(2) 申立て対応の一元的な所管について

【対応案】

いじめ、虐待、DV等にも該当する差別事案で専門機関等での対応が行われており、当該対応を継続することが適切と判断されるなどの場合については、第14①の「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるとき」に該当することを逐条解説において記載することとする。

また、いじめ、虐待、DV等のような専門的な対応が行われるケースではないが複数の部局の所管にまたがる差別事案の場合は、責任主体の明確化の観点から、関係部局と緊密な連携を図りつつ知事（環境生活部を想定）が助言、説示又はあっせんを行うことが望ましいと考える。

なお、各人権課題を所管する担当部局が助言、説示又はあっせんを実施するという仕組みとすることについては、複合的な差別事案の所管部局を一義的に決めることは困難であると想定されることや責任の所在が不明確になるおそれがあることから、条例の所管は執行部においてお決めいただくことではあるが、特別委員会としては知事（環境生活部を想定）が一元的に所管すべきと考える。したがって、紛争解決体制における主体を「知事」から「県」に修正することは採用しないこととする。

ただし、知事部局以外の県の機関に関係する差別事案に係る調査や助言等の実施に当該機関の協力を得られるようにするため、第14において、次のような規定を設けることとする。

- 知事は、調査又は助言、説示若しくはあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に係る県の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

【紛争解決体制に係る実務上の課題について】
(3) 「調査」の実施について

【対応案】

第14②の「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、職務上の守秘義務に当たる場合、調査に協力することが困難な健康上の理由がある場合など、客観的に見て調査に協力することが困難な合理的な理由がある場合である。

例えば、医師、弁護士等が職務上の知り得た事実について調査協力を拒否する場合、関係人が疾病に罹患しており調査に協力することが困難と認められる場合などが考えられる。

なお、本規定は、あくまで訓示的に関係人に対して調査への協力義務を課すものであり、正当な理由があると認められないのに調査に協力しない場合であっても、罰則等の制裁措置があるわけではないので、実際問題として、そのような状況となった場合の対応としては、条例に基づく義務違反である旨を伝えることにとどまると考えられる。

第13②の「正当な理由」に相当するのは、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者に対する不当な差別を助長等するおそれがあるものの収集等を行うことが、法令上の義務に基づいて適切に行われた場合など、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

例えば、労働安全衛生法に基づき、従業員の健康の保持増進のため、事業者がその従業員の疾病に関する情報を健康診断によって収集・把握する場合などが考えられる。

第 15 の「正当な理由」に相当するのは、助言、説示又はあつせんで求められた措置をとることが客観的に見て困難であると認められるような場合である。

例えば、健康上の理由により助言、説示又はあつせんで求められた措置をとることが困難であると認められる場合などが考えられる。

第 12②(1)の「調査」については、相談対応の例示として規定していて、あくまで対話を通じた相談対応の中で必要な場合に行われるものであり、個別の条例の規定に基づき訓示的な協力義務を課した上で行う第 14②の「調査」とのフェーズを分ける意味でも、協力義務は規定しないこととする。

【紛争解決体制に係る実務上の課題について】

(4) 国（法務局）の「人権侵犯事件」制度との関係性について

【対応案】

紛争解決体制は、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続と趣旨等が重複する面はあるが、県民等にとってより身近な県において紛争解決の仕組みを設けることで、不当な差別により困難を抱えている県民等の問題解決に向けた選択肢を増やすという意義があると考えられる。

なお、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続はあくまで訓令に基づき実施されている行政指導的な取組であるため、同手続が行われている（又は、行われていた）ことは条例に基づく申立ての除外事由とはしていない。

ただし、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続により説示等の措置が講じられている差別事案について、その結論に対する不服を理由とする相談があった場合には、相談自体には応じる必要があると考えるが、申立てについては、實際上同様の制度による調査、検討等が尽くされていると考えられるため、第 14①の「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でない」と認められるとき」に該当することを逐条解説において記載することとする。

【条例の定期的な見直しの規定について】

【対応案】

執行部意見を踏まえる場合には、検討規定（附則6）を次のように修正する（会派意見による修正前に戻す）こととなるが、やはり定期的な見直しが必要であると判断する場合には、おおむね何年ごとに検討することとするのかを特別委員会として議論することとする。

この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【第2 定義について】
「人権侵害行為」の定義について

【対応案】

条例案素案では「人権侵害行為」を「不当な差別その他の他人の権利利益を侵害する行為」と定義しているが、これは「憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為のほか、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為」という国の人権委員会設置法案における「人権侵害行為」の解釈と同様の解釈を想定したものであり、金銭トラブルを含め、民法第709条の不法行為に該当する行為は、そもそも条例案素案の「人権侵害行為」にも該当することを前提としている。

その上で、「権利利益」という表現は、人権侵害の禁止に関する規定のある法律や条例（障害者基本法、三重県感染症対策条例等）において一般的に用いられていることから採用したものであり、ここでいう「利益」とは、名誉感情や平穏に生活する利益などの法律上保護される利益を指している。

「権利利益」を「人権」と置き換えた場合には、一般的には人権侵害と考えられるそれらの利益の侵害が含まれるか疑義が生じることとなる。

また、定義の中に「違法に」を加えることについては、委員間討議により採用されないこととなった経緯がある。

なお、「不当な差別その他の人権を違法に侵害する行為」と定義を修正したとしても、相手方に非のある金銭トラブルについては、財産権という人権を民法上違法に侵害する行為であるといえ、それが人権侵害行為から除外されることにはならないと考えられる。

したがって、現在の「人権侵害行為」の定義を維持することとする。

【第2 定義について】

「助言」、「調査」、「関係者間の調整」、「説示」、「あっせん」の定義について

【対応案】

次のような、それぞれの用語の考え方を逐条解説で示すこととする。

助言

ある者に対し、ある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することをいう。例えば、専門機関や関係制度の紹介や、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことなどが考えられる。

なお、相談体制における「助言」は、対象が主として相談者になると想定されるのに対し、紛争解決体制における「助言」は、基本的に相手方に対しても行われることが想定される。また、前者は、相談対応者を中心とする相談機関における判断の下で行われることが基本となるのに対し、後者は、知事による助言であり、組織的な判断の下に行われることに加え、必要がある場合には第三者機関の答申を踏まえることとなる。

調査

事実関係を明らかにするために行う取組のことをいう。例えば、相談者(申立人)や相手方その他の関係人からの聴取り、差別事案の現地確認、データ等による客観的な状況の確認などが考えられる。

関係者間の調整

差別事案の解決に向けて、相談者と相談者以外の関係者との間を取り持つことをいう。例えば、相手方への相談者の意向の伝達、専門機関への取次ぎ、子どもや高齢者等が当事者である場合の保護者への連絡、差別落書き等についての施設管理者への連絡などが考えられる。

説示

相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示することをいう。

「説示」も広い意味で「助言」に含まれる概念であると考えられるが、委員意見を踏まえ、「助言」と「説示」を区別して規定しており、「助言」はアドバイスとしての意味合いが強いものなのに対して、「説示」は「反省を促す」という意味合いがあるという点に違いがある。

あっせん

当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度である。具体的には、双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けての方針や解決案（あっせん案）の提示などが行われる。

「助言」と異なり、「あっせん」の場合には、具体的な解決案の提示までなされることとなる。

【第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為等の禁止）について】

【対応案】

鳥取県人権尊重の社会づくり条例を参考に、第2(3)を次のように修正することとする。

(3) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、^{ひぼう}誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。

(参考)

○ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2～4 (略)

【第 12、第 13 「その他の関係者」について】

【対応案】

相談体制については、限定を設けることなく幅広く相談の受入れを行うべきとの観点から、それが明確となるよう、第 12①の「その他の関係者」を「その他の者」に修正することとする。

紛争解決体制については、申立てができるのは一定の当事者性を持つ者に限定することが必要との観点から、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の逐条解説で、同様の「その他の関係者」について「障がい者の介助等を行う支援者などが想定されるほか、行政機関等も含みます」と記載されていることも参考に、逐条解説において、「「その他の関係者」としては、弁護士などの支援者、関係する行政機関、当事者が子どもである場合の教員等が想定される」旨を記載することとする。

【第 18 三重県差別解消調整委員会の所管等について】

【対応案】

三重県差別解消調整委員会は、第 14③及び④に基づき、知事が助言、説示又はあっせんを行うに当たって意見を諮問した場合に、調査審議を行い、答申することをその所管及び権限としている。

具体的には、知事の諮問事項にもよるが、①不当な差別に該当するかどうかの判断の妥当性及び②助言、説示又はあっせんの案の内容の妥当性について調査審議し、答申することが想定される。

【適用上の注意について】

【対応案】

このことについては、これまでも委員間討議を繰り返し、項目として削除することとされたところであるが、執行部意見を踏まえ、やはり必要であると判断される場合には、委員から特に批判のあった「表現の自由」の例示としての特出しはやめた上で、次のような項目を「適用上の注意」として改めて設けることを検討する。

第〇 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、日本国憲法の保障する基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

また、逐条解説において、「条例に基づく調査や助言、説示又はあっせんは、訴訟の準備段階として行うものではない」旨を記載することとする。

「第 19 人権教育及び人権啓発」①・②における「必要な人権教育（人権啓発）の内容がわかりにくいことについて

【対応案】

「第 19 人権教育及び人権啓発」①・②において、「(……) ため、必要な人権教育（人権啓発）」と読みやすくなるよう、「、市町、関係機関等と連携し」の位置を「県は」の次に移動させる修正を行うこととする。

また、同様の構造となっている他の条文（第 19③、第 20、第 21 及び第 22）についても、平仄を合わせるため、同様の修正を行うこととする。